日本食品関連産業労働組合総連合会

オレンジ年金共済Ｑ＆Ａ

オレンジ年金共済について質問の多い内容について掲載しています。参考にして下さい。

①　オレンジ年金共済の制度の概要に関することについて

Ｑ　解約したい時、住所を変更したい時等その書類はどこに言えばもらえるのでしょうか

Ａ　この制度は、組合を窓口にしています。加入・変更・解約等すべての諸手続きは組合を通すことが基本です。組合、フード連合本部を通して帳票管理をすることによって、事務手数料が低く抑えられています。従って、書類請求、提出は組合を通すことが基本です。しかし、取寄せ辛い場合はフード連合本部に申し出ていただければお送りいたします。ただし、組合の方で保存管理をする必要がありますので、書類の一番上にある組合本部控えは組合に渡して下さい。本人控えは保存しておいて下さい。

Ｑ　保険証券が手元にないのですが

Ａ　この制度はフード連合と各生命保険会社が協定をしており、加入者個人に保険証券は発生しません。加入したときに加入者票は発行しますが給付のときに提出する必要はありません。また、毎年郵送される保険料控除証明書（10 月下旬)、積立金明細書（12 月末頃）を加入の証明として保存して下さい。

Ｑ　かがやきコースとゆうゆうコースがありますが、どのように違うのですか

Ａ　両コースとも月払い、半年払い、一時払いの加入内容は同じですが一番大きな違いは保険料控除の違いです。かがやきコースは一般の生命保険料控除の対象で、ゆうゆうコースは個人年金保険料控除の対象です。生命保険料控除の枠は多くの人は他の加入保険で満たす場合が多いと思いますが、個人年金保険料控除はそれとは別の控除枠があるということになります。

この制度の違いで、かがやきコースは積立金の払出し（減口)、2 年間の掛金引落しの中断ができ、年金受給開始時期が違います。ゆうゆうコースは 60 歳、かがやきコースは 50 歳です。

Ｑ　年金のコースにはどのようなものがありますか

Ａ　この制度は年金コースを加入時に決めるものではありません。積立残高に基づいて年金を受取るときに、老後の生活設計にみあってコースを選びます。

コースには 7 つありますが詳細はパンフレットを参照してください。

10・15・20 年確定年金コース　　10・15 年保証期間付終身年金コース
10・15 年保証期間付夫婦連生終身年金コース

②　募集、新規加入について

Q　いつでも加入できますか

A　いいえ、年一度、5 月 20 日過ぎ～7 月末までの期間です。組合に加入の諸資料をお送りします。組合を通して加入の手続きをして下さい。

加入口数は以下の通りです

- 月払　（1 口　1,000 円）　3 口以上最高 300 口
- 半年払（1 口　10,000 円）　3 口以上最高 300 口
- 一時払（1 口 100,000 円）　1 口以上最高 300 口

第 1 回の掛金引落しは以下の通りです。

- 月払　　9 月 27 日（10 月 1 日積立）
- 半年払　1 月 27 日（2 月 1 日積立）
- 一時払いは半年払いと同じ日程ですが、定期的な積立ではなく資金に余裕ある時などに積立てます。新規加入、新コース加入の場合は 9 月 27 日（10 月 1 日積立）の引落しを指定することができます。

③　口数（掛金）変更について

Q　今年で 50 歳になります。そろそろ、積立額を増やしたいと考えているのですがどのような方法がありますか。

A　月払い、半年払いともに加入口数を増やす方法、また、一時払いで積立額の上乗せをする方法があります。口数の変更ができる時期は年一度、5 月 20 日過ぎ～7 月末までの期間で、組合に現在の加入内容を印字した**新規加入・増口・中止・一時払申込書(既加入者用)＜通称プレプリント＞**が送られ加入者に配布されます。希望の口数を記入して組合に提出して下さい。

口数を減らす手続きも同様です。

④　加入者内容変更について

Q　口座が変わりました。変更の手続きについて教えて下さい。

A　加入者内容変更通知書兼口座変更通知書を組合から取寄せて提出して下さい。事務の処理日程が月末締めの翌月から新しい内容になります。従って、その月の掛金は引落せるようにしておいて下さい。

住所・名前の変更、転勤等の所属支部の変更もこの用紙で手続きして下さい。

⑤　掛金について

Q　掛金引落し不能のお知らせが来ました。どういう手続きをしたらいいでしょう。

A　掛金の引落しができなかった場合引落しができなかった月の翌月の 20 日過ぎに加入者宅へお知らせが行きます。次回の引落しの時に 2 回分引落せるよう入金しておいて下さい。3 回引落しができなかった場合自動脱退になってしまいます。
口座の変更による引落し不能の場合その月の末日までに書類の提出をしないと翌月も引落しができないことになりますので、2 回引落しができなかった場合は特に注意が必要です。

Q　掛金の引落しを据え置くことはできますか。

A　できません。掛け続けることが必要です。ただし、かがやきコースについては、休職等によって掛金を払い続けることが困難な一定の理由がある場合 2 年間につき払込みを中断することができます。

Q　事務手数料について教えて下さい

A　スケールメリットの 1 つとして、フード連合、各組合が事務管理の一端を担っているため、事務手数料が低く抑えられています。
掛金から運営のための事務管理費、資金の管理運用のためにフード連合、生命保険会社で事務手数料をいただきます。その仕組みは以下の通りです。

イ、　掛金－運営事務費＝保険料（税金の保険料控除対象）

・ 運営事務費（約 8 割が掛金引落経費）
月払い 1.6%　半年払い・一時払い 0.5%

ロ、　保険料＝主保険料（運用対象積立部分）+付加保険料（保険会社の管理運営費）＋遺族特約保険料（遺族一時金分）

⑥　脱退給付請求について

Q　解約はいつでもできますか。その場合の手続きの仕方を教えて下さい。

A　できます。
「脱退給付金請求書兼減口請求書」を組合から取寄せて下さい。提出の際、下記の事務処理日程に間に合うように組合の共済担当者に念を押して下さい。
書類はフード連合に月末までに着くようにして下さい。

・ 銀行口座引落しの場合は翌月の中旬に保険会社より送金をします。
・ 郵便口座で引落をしていて、掛金引落口座を指定した場合、郵便振替扱いになります。この場合、「払出通知票」が送付され郵便局で現金と引き換えとなりますので銀行振込みより 1～2 週間遅れることとなります。
・ 支払内容の通知（税額控除証明書が記載されています。保存しておいて下さい）を送金日にお送りします。
・ 記入例を参照し記入漏れが無いようにして下さい。

・ 1コースに付き300万円以上の場合は印鑑証明書と実印の押印が必要です。
・ 半年払いに加入している場合、半年払いを継続して月払いを解約することはできません。逆はできます。

Q　解約手数料はとられますか。
A　とられません。積立残高全額お返しします。

⑦　減口給付請求について

Q　積立金の一部を払出したいのですが、手続きの仕方を教えて下さい。
A　積立金の払出しはかがやきコースのみできる制度です。積立は口数でカウントしますので、払出しは減口となります。
・払い出すことの出来る金額は月払い、半年払いとも 1 口以上残して万単位となります。一時払いをした場合一時払いは月払いに含まれますので月払いは一時払いの口数から先に減口されていきます。実際に支払われる金額は利息が付いていますので端数が発生します。
・送金時期はフード連合に届いて1週間から10日位です。
・ 1ヶ月に1回という回数の制限があります。脱退給付請求と同じく300万円以上の場合印鑑証明書が必要です。
・ 郵便振替の場合は脱退給付金請求と同じ様に時間がかかりますのでご注意下さい。
・ オレンジ年金共済の決算時期である9月下旬頃の減口の処理日程は、通常の日程より遅くなることがあります。ご注意下さい。

⑧　積立完了について

Q　保険会社から、65 歳積立完了のお知らせが来ました。手続きの仕方を教えて下さい。
A　65歳の誕生月の 5 ヶ月前に保険会社からお知らせが加入者のところに行きます。お知らせには、65歳時の受取総額（予想額）と年金受給月額が記載されていますので、脱退給付請求書を取寄せ、希望の手続きをして下さい。

⑨　年金給付について

Q　来月で 60 歳になり定年を迎えます。保険会社の方から案内はくるのでしょうか。
A　いきません。この制度は、65歳が積立完了で会社の定年年齢が積立終了ではありません。

Q　60 歳の定年で再雇用はされたのですが収入が下がります。掛金を減らしたいの

ですが。

A　年に 1 度募集時期（5 月～7 月末）に口数の変更をすることができますが、変更後の掛金で引落されるのはその年の 9 月 27 日の引落しからです。早めに計画を立てたほうがいいでしょう。

Q　そろそろ定年の時期が近くなりました。現在の積立残高を知りたいのですが。また 60 歳、63 歳、65 歳で幾ら位の年金を受け取れるかを知りたいのですが。

A　フード連合共済担当事務局にご連絡下さい。試算します。ただし、個人情報保護の観点からご本人かどうかを確かめさせていただくことになります。組合を通していただければ糊付けした封筒に入れて組合にお送りします。

Q　だいたいどれ位の年金を受取ることができるのでしょう。

A　試算の仕方として､毎年 12 月下旬に送付される積立明細書の金額に掛け続けたい期間の掛金総額を加えた額（実際は事務手数料が引かれ運用益が付きますので金額は同じではありません）を以下の数字で割ればおおよその確定年金額がでます。

10 年確定年金　113.7973
15 年確定年金　165.6093
20 年確定年金　214.3010

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。
ただし、一時払いは月払いに含まれる制度ですので積立明細書に記載の一時払いは月払いの金額に加えて下さい。
確定年金以外のコースについてはフード連合本部にお問合せ下さい。

Q　8 月で定年になります。年金を受取りたいのですが受取り方を教えて下さい

A　7 月中に「脱退給付請求書兼減口請求書」を提出して下さい。8 月で年金受給権が発生します。年金の支払いは 1・4・7・10 月の年 4 回です。10 月に 8・9 月分の年金をお支払いします。
9 月の下旬に年金証書をお送りします｡年金受給以降の問い合わせ先は事務幹事である明治安田生命保険相互会社となります。
「脱退給付請求書兼減口請求書」の 2 枚目の押印箇所は 3 箇所になります。印鑑証明書の添付と実印の押印となります。

⑩　税務について

Q　年金で受取るか脱退一時金で受取るか考えているところですが、税金はどのようになりますか。

A　■年金で受け取った場合
毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

（所得税法第 35 条、同法施行令第 183 条）
課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）

$$－\ 基本年金年額 \times \frac{払込保険料累計額}{年金支払総額（見込額）}$$

＊雑所得金額が 25 万円以上の時 10%の源泉徴収を行います。
（所得税法第 207、208、209 条、同法施行令第 326 条）
ただし、最終的な税額は確定申告により決まりますので確定申告を行なって下さい。

■脱退一時金で受け取った場合
一時所得の対象となり、50 万円の特別控除が適用されます。
（所得税法第 34 条、同法施行令第 183 条）
一時所得の課税対象額
＝（脱退一時金額－払込保険料合計額－５０万円）×１／２
上記の課税対象額が他の所得に加算され税額がきまることとなります。

⑪　運用について

Q　オレンジ年金共済の運用の内容を教えて下さい。

A　オレンジ年金共済の運用は 4 つ生命保険会社に委託しています。生保の一般勘定団体年金の「拠出型企業年金保険」という商品分類で預けています。運用実績に応じて配当がありますが実績はそのときの経済状況により変化します。
委託保険会社
明治安田生命保険相互会社（事務幹事）　住友生命保険相互会社
第一生命保険相互会社　アクサ生命保険株式会社

Q　現在の運用はどのようになっていますか。

A　予定利率（運用実績が悪くとも約束される利率）は現在 1.25%です。予定利率を上回った場合配当分が上積みされます。配当は全額加入者に還元されます。3 年続けて配当金が生じています。（2006 年度～2008 年度）

Q　委託生命保険会社が破綻した場合、加入者のお金はどうなりますか。

A　「生命保険契約者保護機構」により、生命保険会社の拠出負担金から資金援助等を行なうこととなっています。補償内容はほぼ積立残高の 90%となっています。「生命保険契約者保護機構」の資金援助等だけでは対応できない場合は 2009 年 3 月末までは国から補助金を交付することが可能となっています。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

ＭＹ－Ａ－０９－他－０００１５３